

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）による「下水道法」の一部改正により、これまで「下水道法施行令」で全国一律に定められていた公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市下水道条例」に規定するもの。

2 政令の基準と条例で定める基準の比較

政令において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

なお、定める内容は、政令で示された基準を参酌し、同内容とする。

政令	条例	内 容
第 5 条の 8	第 2 条の 2	排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
第 5 条の 9 第 1 号～第 5 号	第 2 条の 3	排水施設の構造の基準
第 5 条の 9 第 6 号		雨水流域下水道の雨水の流量を調整する施設の構造
第 5 条の 10	第 2 条の 4	処理施設の構造の基準
第 5 条の 11	第 2 条の 5	適用除外
第 13 条	第 2 条の 6	終末処理場の維持管理
第 17 条の 10		都市下水路の構造の基準
第 18 条		都市下水路の維持管理の基準

* 政令：下水道法施行令（参酌基準）

3 基準設定の考え方

排水施設及び処理施設の構造の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定めるに当たり、政令で定める参酌基準及び本市の下水道整備の実績を検討した結果、参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため、同内容の基準を条例において定めるものとする。

4 規則で定める内容

芦屋市下水道条例 (案)	芦屋市下水道条例施行規則 (案)
	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。</p> <p>(2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。</p> <p>(3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。 ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設 イ 破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設</p> <p>(4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。</p>
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第2条の2 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の4において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)</p> <p>第1条の3 条例第2条の2第3号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。</p> <p>(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</p> <p>(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準 イ 大腸菌が検出されないこと。 ウ 濁度が2度以下であること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの。</p> <p>2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>

	<p>(耐震性能)</p> <p>第1条の4 重要な排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)の耐震性能は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。</p> <p>(2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。</p> <p>2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。</p>
<p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。</p>	<p>(条例第2条の2第5号の規則で定める措置)</p> <p>第1条の5 条例第2条の2第5号の規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置</p>
<p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第2条の3 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び</p>	<p>(排水管渠の基準)</p> <p>第1条の6 条例第2条の3第1号の規則で定める数値は、排水管の内径については100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積については5,000平方ミリメートルとする。</p>

<p>排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	
<p>(処理施設の構造の基準) 第2条の4 第2条の2に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。</p>	<p>(条例第2条の4第2号の規則で定める措置) 第1条の7 条例第2条の4第2号の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置</p> <p>(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置</p> <p>(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置</p>
<p>(終末処理場の維持管理) 第2条の6 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</p>	<p>(条例第2条の6第6号の規則で定める措置) 第1条の8 条例第2条の6第6号の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置</p> <p>(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置</p> <p>(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置</p>

芦屋市下水道条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理（第2条の2－第2条の6）</u></p> <p><u>第2章 排水設備の設置等（第3条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 公共下水道の使用（第6条－第14条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第15条－第17条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第18条－第20条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</u></p> <p><u>第2条の2 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の4において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p><u>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</u></p> <p><u>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>講ぜられていること。</u></p> <p><u>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(排水施設の構造の基準)</u></p> <p><u>第2条の3 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</u></p> <p><u>(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。</u></p> <p><u>(処理施設の構造の基準)</u></p> <p><u>第2条の4 第2条の2に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。</u></p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第2条の5 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については適用しない。</u></p> <p><u>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</u></p> <p><u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</u> <u>(終末処理場の維持管理)</u></p> <p><u>第2条の6 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</u></p> <p><u>(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p> <p><u>(3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p><u>(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</u></p> <p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>

改正案	現 行												
<p>(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>	<p>(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 391 499 488">排水人口 (単位 人)</td> <td data-bbox="499 391 831 488">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> <td data-bbox="831 391 1102 488">勾配</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="226 488 1102 536">(省略)</td> </tr> </table>	排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	(省略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 391 1451 488">排水人口 (単位 人)</td> <td data-bbox="1451 391 1783 488">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> <td data-bbox="1783 391 2054 488">勾配</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1178 488 2054 536">(省略)</td> </tr> </table>	排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	(省略)		
排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配											
(省略)													
排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配											
(省略)													
<p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>	<p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 774 524 871">排水面積 (単位 平方メートル)</td> <td data-bbox="524 774 831 871">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> <td data-bbox="831 774 1102 871">勾配</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="226 871 1102 919">(省略)</td> </tr> </table>	排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	(省略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 774 1476 871">排水面積 (単位 平方メートル)</td> <td data-bbox="1476 774 1783 871">排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td> <td data-bbox="1783 774 2054 871">勾配</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1178 871 2054 919">(省略)</td> </tr> </table>	排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	(省略)		
排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配											
(省略)													
排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配											
(省略)													
<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p>	<p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p>												
<p>第7条 (省略)</p>	<p>第7条 (省略)</p>												
<p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p>	<p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p>												

改正案	現 行
<p>(6)・(7) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第7条の2 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉍油類含有量 <u>1リットル</u>につき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 <u>1リットル</u>につき30ミリグラム以下</p> <p>(4) よう素消費量 <u>1リットル</u>につき220ミリグラム未満</p> <p>第7条の3 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 <u>1リットル</u>につき380ミリグラム未満</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 生物化学的酸素要求量 <u>1リットル</u>につき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉍油類含有量 <u>1リットル</u>につき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 <u>1リットル</u>につき30ミリグラム以下</p> <p>(8)・(9) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる者は，5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>第4条</u>又は第15条の規定による申請書又は書類，第9条又は第10条第</p>	<p>(6)・(7) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第7条の2 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉍油類含有量 <u>1リットル</u>につき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 <u>1リットル</u>につき30ミリグラム以下</p> <p>(4) よう素消費量 <u>1リットル</u>につき220ミリグラム未満</p> <p>第7条の3 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) アンモニア性窒素，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 <u>1リットル</u>につき380ミリグラム未満</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 生物化学的酸素要求量 <u>1リットル</u>につき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉍油類含有量 <u>1リットル</u>につき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 <u>1リットル</u>につき30ミリグラム以下</p> <p>(8)・(9) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる者は，5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>第4条第1項</u>又は第15条の規定による申請書又は書類，<u>第4条第2項前</u></p>

改正案	現 行
1項若しくは第2項の規定による届出書，第12条第2項第3号の規定による申告書又は第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者，届出者，申告者又は資料の提出者	段，第9条又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出書，第12条第2項第3号の規定による申告書又は第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者，届出者，申告者又は資料の提出者